

○東京藝術大学における無記名 I C カード乗車券の取扱いに関する基準

〔平成19年10月17日〕
学 長 裁 定

最近改正 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この基準は、都内近郊への出張にかかる交通費の支払いのための無記名 I C カード乗車券（以下「S u i c a 乗車券」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、事務の省力化及び予算の効率的な執行を図ることを目的とする。

(使用手続き)

第2条 出張者は、各部局の会計担当（以下「会計担当」という。）から S u i c a 乗車券の貸出を受け使用するものとする。また、使用後は、原則として、利用履歴の印字を行い、S u i c a 乗車券とともに返却するものとする。

(管理)

第3条 会計担当は、S u i c a 乗車券出納簿（別紙様式）により管理を行い、使用の状況により、随時に小口現金での支払いを受け、入金（チャージ）を行うものとする。

また、毎月末、棚卸資産残高一覧表を作成し、経理責任者へ報告するものとする。

(会計処理)

第4条 費用勘定の旅費交通費への計上は、購入又は入金（チャージ）をした際に行うものとする。

(使用制限)

第5条 S u i c a 乗車券の使用は、運賃に限るものとする。誤って商品等の購入に使用した場合は、現金にて返還するものとする。

(紛失)

第6条 S u i c a 乗車券を使用中に紛失した場合は、現金の紛失に準じて処理するものとする。

附 則

この基準は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。